

別紙様式 1

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

(応募者)

住 所

名 称

代表者氏名

令和 7 年度食糧麦備蓄対策事業に係る応募申請書

令和 7 年度食糧麦備蓄対策事業に係る応募申請書を別添のとおり関係書類を添えて提出します。

受付番号	※
------	---

※農林水産省記載

応募申請書（応募者に関する事項）

事業名	食糧麦備蓄対策事業
-----	-----------

	企業名又は団体名
	ホームページ アドレス http://
事業担当 者名及び 連絡先	事業担当者氏名（ふりがな）
	所属（部署名等）
	役職
	電話番号
	E-mail
経理担当 者名及び 連絡先	氏名（ふりがな）
	所属（部署名等）
	役職
	電話番号
	E-mail

※必要に応じ、関係資料を添付してください。

別紙様式 2

令和 7 年度食糧麦備蓄対策事業実施計画

1 事業の目的

2 備蓄計画数量

年間備蓄数量： ()トン・・・⑤

うち年間補助対象数量：()トン・・・⑥

(積算基礎)

(単位：トン)

項 目	積算の考え方	数 量
食糧用輸入小麦の 年間需要量	①	
備蓄計画数量	②	
うち補助対象数量	③	
自己負担数量	④ = ② - ③	
年間備蓄数量	⑤ = ② × 12 か月	
うち年間補助対象数量	⑥ = ③ × 12 か月	

(注) 1 小数点以下は、四捨五入する。

2 他の買受資格者の備蓄数量を含め備蓄計画を作成する場合は、①食糧用輸入小麦の年間需要量に当該買受者の年間需要量を合算する。

3 月末備蓄数量が②備蓄計画数量を下回った場合及び各月末の備蓄数量の合計が⑤年間備蓄数量を下回った場合は、補助金の全額返還となるおそれがあることに留意する。

4 年間補助対象数量に係る経費は、補助金交付決定額の範囲内で支払う。

3 所要額

(単位：千円)

区 分	補助事業に要する所要額	負担区分		備考
		国庫補助	自己負担	
食糧麦備蓄対策事業				
合 計				

- (注) 1 補助事業に要する所要額は、4における各事業の所要額の内訳の合計金額に一致する。
- 2 食糧麦備蓄対策事業の補助事業に要する所要額は、年間需要量の1.8か月分の備蓄に要する経費であり、国庫補助金額と一致する。
- 3 負担区分は、食糧麦備蓄対策費補助金交付等要綱（平成22年8月9日付け22総食第436号農林水産事務次官依命通知）別表に定める補助率による。

4 所要額の内訳

別紙様式2-3及び2-4のとおり。

5 事業完了予定年月日 令和8年3月31日

6 添付書類

- (1) 直前事業年度の決算（事業）報告書又はこれに準ずる資料
- (2) 応募者の概要が分かる書類（営業経歴（沿革）、定款・規約及び役員名簿）
- (3) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

※添付書類について、公募の公示の日から過去1年間において、基本要領第3章I第2の2又は第4章I第3の3(2)に基づく買受資格の申請時に提出済みであり、かつ、本公募の応募時点で内容に変更がない場合は提出を省略することができます。なお、提出を省略する場合は、「〇〇については、令和6年度の〇〇の買受資格申請時に提出済みであり添付を省略。」と記載してください。

令和 年 月 日

(応募者)

名称

代表者氏名

殿

食糧麦備蓄対策事業参加確認書

令和 7 年 月 日付で (応募者名) が提出する食糧麦備蓄対策事業実施計画には、下記のとおり弊社の備蓄計画数量を含んでいることを確認します。

また、食糧麦備蓄対策事業の実施に当たり、農産局長が別に契約を締結する検量人が備蓄小麦の在庫確認を行う場合には、当該確認に協力します。

記

(単位：トン)

製粉企業等名	住 所	年間備蓄数量	うち年間補助対象数量
合 計			

(注) 本表の合計は、事業実施計画における年間備蓄数量及び年間補助対象数量と一致する。

応募者 (取りまとめ者)
以外の備蓄事業参加者
の名称等を記載する

(名 称)
(代表者氏名)

(名 称)
(代表者氏名)

(名 称)
(代表者氏名)

補助対象数量（1.8 か月分）の備蓄予定倉庫一覧

備蓄予定 倉庫名	所在地	備蓄数量 のうち補助 対象数量① (トン)	保管料 単価② (円/トン)	所要額 ①×②×3 期×12 か 月 (円)	備考
合 計		※1		(円) ※2 (千円)	

- (注) 1 本表は、補助を受けて備蓄する小麦について記載する。
 2 備蓄予定倉庫は、単価設定のある穀物サイロとする。
 3 備蓄数量のうち補助対象数量の合計(※1)は、事業実施計画における2の③補助対象数量と一致する。
 4 保管料単価は、国土交通省届出単価を上限とする。
 5 所要額の合計(※2)は、千円単位で記入(切上げ)。また、同金額は、事業実施計画の補助事業に要する所要額と一致する。
 6 工場直結の備蓄予定倉庫は「直結」、工場隣接の備蓄予定倉庫は「隣接」と備考欄に記載する。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	<input type="checkbox"/>	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況 の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネル ギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利 用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	<input type="checkbox"/>	食品ロスの削減に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
⑨	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	<input type="checkbox"/>	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑪	<input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑫	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑬	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める	<input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/>	機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
⑯	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました。→

注1 (1) ①及び(2) ②については、調達を行う農産物等が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第42条に基づく一般輸入小麦のみの場合は※の「該当しない」の□にチェックしてください。また、(6) ⑩、⑪については、※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

注2 (7) ⑬の「関係法令の遵守」については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)を遵守することを示す。